

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6347487

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
JINS INC.	07/01/2019
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	JINS HOLDINGS INC.
Street Address:	26-4, KAWAHARAMACHI, 2-CHOME
Internal Address:	MAEBASHI-SHI
City:	GUNMA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	3710046
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	29678664
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(617)646-8646
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	617-646-8000
Email:	patents_EricA@wolfgreenfield.com
Correspondent Name:	WOLF, GREENFIELD & SACKS, P.C.
Address Line 1:	600 ATLANTIC AVENUE
Address Line 4:	BOSTON, MASSACHUSETTS 02210
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	J0311.70001US00 NMECHG
NAME OF SUBMITTER:	ERIC L. AMUNDSEN
SIGNATURE:	/Eric L. Amundsen/
DATE SIGNED:	10/13/2020
Total Attachments: 11	
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page1.tif	
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page2.tif	
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page3.tif	
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page4.tif	
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page5.tif	

source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page6.tif
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page7.tif
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page8.tif
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page9.tif
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page10.tif
source=J0311-NAMECHANGE-ELA#page11.tif

(translation)

CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL MATTERS

26-4, Kawaharamachi, 2-chome, Maebashi-shi, Gunma
JINS HOLDINGS Inc.
Corporate Number: 0700-01-001538

Corporate Name: JIN CO., LTD.
JINS Inc. Changed on April 1, 2017
Registered on April 3, 2017

JINS HOLDINGS Inc. Changed on July 1, 2019
Registered on July 1, 2019

Head Office: 777-2, Kawaharamachi, Maebashi-shi, Gunma
Relocated on December 17, 2005
Registered on December 21, 2005

26-4, Kawaharamachi, 2-chome, Maebashi-shi, Gunma
Changed on July 24, 2010
Registered on July 26, 2010

- The rest of Page 1 to Page 9 -
Translation is omitted.

- The bottom portion of Page 9 -

This document is to certify all the matters that are recorded (but not closed) in the
register of the Company.
(Under the jurisdiction of Maebashi Regional Affairs Bureau)

August 21, 2020
Tokyo Legal Affairs Bureau
Registrar: Naruhiko Shirai (Seal)

Reference Number j141888

* The underlined part shows that it has been deleted from the Register.

I, Minako Imada, translated the relevant portions of the
attached Certificate of Complete Historical Records.

Minako Imada

Minako Imada

Dated this 12th day of October, 2020

履歴事項全部証明書

群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ジンズホールディングス

会社法人等番号	0700-01-001538	
商号	株式会社ジェイアイエヌ	
	株式会社ジンズ	平成29年 4月 1日変更 平成29年 4月 3日登記
	株式会社ジンズホールディングス	令和 1年 7月 1日変更 令和 1年 7月 1日登記
本店	群馬県前橋市川原町777番地2	平成17年12月17日移転 平成17年12月21日登記
	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	平成22年 7月24日変更 平成22年 7月26日登記
公告をする方法	当会社の公告は、電子公告により行い、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.jin-co.com/	平成19年11月28日変更 平成19年12月 7日登記
	当会社の公告は、電子公告により行い、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://corp.jins.com/jp	平成29年 4月 1日変更 平成29年 4月 3日登記
	当会社の公告は、電子公告により行い、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://jinsholdings.com	令和 1年 7月 1日変更 令和 1年 7月 1日登記
会社成立の年月日	昭和63年7月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 眼鏡・サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入 靴、ブーツ、靴下、化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の 	

	<p><u>回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>3. <u>皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>4. <u>家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>5. <u>光学機器、医療用具、電子機器、通信機器およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</u></p> <p>6. <u>デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</u></p> <p>7. <u>情報通信、情報処理および情報提供サービス事業</u></p> <p>8. <u>電子計算機によるシステム設計、計画および供給</u></p> <p>9. <u>電子計算機の導入、保守および管理業務</u></p> <p>10. <u>飲食店の企画、経営および経営指導</u></p> <p>11. <u>フランチャイズチェーン店への経営指導</u></p> <p>12. <u>不動産の売買、賃貸およびその仲介</u></p> <p>13. <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>14. <u>建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負</u></p> <p>15. <u>広告宣伝に関する企画および製作</u></p> <p>16. <u>知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の取得、実施、利用許諾、維持および管理</u></p> <p>17. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>18. <u>古物商</u></p> <p>19. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>平成27年11月26日変更 平成27年12月4日登記</p>
	<p>1. 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>(2) <u>靴、ブーツ、靴下、化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>(3) <u>皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>(4) <u>家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</u></p> <p>(5) <u>光学機器、医療用具、電子機器、通信機器、ウェアラブル端末およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</u></p> <p>(6) <u>デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</u></p> <p>(7) <u>医薬品、医薬部外品、食料品、栄養補助食品、健康食品およびそれらの関連商品の販売および輸出入</u></p> <p>(8) <u>情報通信、情報処理および情報提供サービス事業</u></p> <p>(9) <u>電子計算機によるシステム設計、計画および供給</u></p> <p>(10) <u>農畜産物の生産、加工および販売ならびに農作業の請負</u></p> <p>(11) <u>障がい者を対象とする教育・訓練</u></p> <p>(12) <u>電子計算機の導入、保守および管理業務</u></p>

	(13) 飲食店の企画、経営および経営指導 (14) フランチャイズチェーン店への経営指導 (15) 不動産の売買、賃貸およびその仲介 (16) 経営コンサルタント業 (17) 建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負 (18) 広告宣伝に関する企画および製作 (19) 知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の取得、実施、利用許諾、維持および管理 (20) 労働者派遣事業 (21) 古物商 (22) ヘルスケアに関するコンサルタント業 (23) 前各号に付帯関連する一切の事業 2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。 令和 1年 7月 1日変更 令和 1年 7月 1日登記	
単元株式数	100株	平成25年 2月 1日変更 平成25年 2月 1日登記
発行可能株式総数	7392万株	平成19年 3月 1日変更 平成19年 3月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2398万株	平成24年 8月30日変更 平成24年 9月 6日登記
資本金の額	金32億247万5000円	平成24年 8月30日変更 平成24年 9月 6日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店 平成17年 9月29日設置	平成17年10月14日登記
役員に関する事項	取締役 田 中 仁 取締役 田 中 仁 取締役 中 村 豊 取締役 中 村 豊	平成28年11月29日重任 平成28年12月12日登記 平成30年11月29日重任 平成31年 3月 4日登記 平成28年11月29日重任 平成28年12月12日登記 平成30年11月29日重任 平成31年 3月 4日登記

	取締役 <u>古 谷 昇</u>	平成28年11月29日重任
		平成28年12月12日登記
	取締役 <u>古 谷 昇</u>	平成30年11月29日重任
		平成31年 3月 4日登記
	取締役 <u>國 領 二 郎</u>	平成29年11月27日就任
		平成29年12月22日登記
	取締役 <u>國 領 二 郎</u>	平成30年11月29日重任
		平成31年 3月 4日登記
	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目3番1-2104号</u> 代表取締役 <u>田 中 仁</u>	平成28年11月29日重任
		平成28年12月12日登記
	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目3番1-2104号</u> 代表取締役 <u>田 中 仁</u>	平成30年11月29日重任
		平成31年 3月 4日登記
	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4 代表取締役 <u>田 中 仁</u>	令和 1年10月21日住所 移転
		令和 1年12月16日登記
	監査役 <u>千 賀 貴 生</u> <u>(社外監査役)</u>	平成25年11月28日重任
		平成25年12月 9日登記
		平成29年11月27日退任
		平成29年12月22日登記
	監査役 <u>大 井 哲 也</u> <u>(社外監査役)</u>	平成25年11月28日就任
		平成25年12月 9日登記
	監査役 <u>大 井 哲 也</u>	平成29年11月27日重任
	<u>(社外監査役)</u>	平成29年12月22日登記

	監査役 前田夏彦	平成27年11月26日就任 平成27年12月4日登記
	監査役 前田夏彦 (社外監査役)	令和1年11月28日重任 令和1年12月16日登記
	監査役 太田論哉 (社外監査役)	平成29年11月27日就任 平成29年12月22日登記
	監査役 大野勝則 (社外監査役)	令和1年11月28日就任 令和1年12月16日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成28年11月29日重任 平成28年12月12日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成29年11月27日重任 平成29年12月22日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	平成30年7月1日新日本有限責任監査法人の名称変更 平成31年3月4日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	平成30年11月29日重任 平成31年3月4日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和1年11月28日重任 令和1年12月16日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年5月1日変更 平成18年5月1日登記</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償</p>	

	<p>責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成27年11月26日変更 平成27年12月4日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数 1000個（本社債の額面金額1,000万円につき1個とする。）</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>（イ）種類及び内容 当社普通株式（単元株式数100株）</p> <p>（ロ）数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額（100億円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</p> <p>（ロ）転換価額は、当初、9,432円とする。</p> <p>（ハ）2021年2月26日（以下「決定日」という。）までの30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2021年3月9日（以下「効力発生日」という。）以降、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される（但し、決定日から効力発生日までに下記（ニ）に従って行われる調整に服する。）。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限修正価額未満となる場合は、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の90%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げる。）をいう（但し、決定日から効力発生日までに下記（ニ）に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。</p> <p>（ニ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p>

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年3月13日から2023年2月14日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①発行要綱記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②発行要綱記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③発行要綱記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年2月14日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

令和 2年 2月28日発行

令和 2年 3月 9日登記

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

1000個（本社債の額面金額1,000万円につき1個とする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(イ) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額（100億円）を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、10,218円とする。

(ハ) 2023年2月28日(以下「決定日」という。)までの30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2023年3月13日(以下「効力発生日」という。)以降、上記の方法で算出された終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に修正される(但し、決定日から効力発生日までに下記(ニ)に従って行われる調整に服する。)。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限修正価額未満となる場合は、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の90%に相当する価額(1円未満の端数は切り上げる。)をいう(但し、決定日から効力発生日までに下記(ニ)に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

(ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年3月13日から2025年2月14日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。

但し、①発行要綱記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②発行要綱記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③発行要綱記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年2月14日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でな

群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ジンスホールディングス

	<p>い場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>	<p>令和 2年 2月 28日発行</p> <hr/> <p>令和 2年 3月 9日登記</p>
会社分割	<p>令和1年7月1日群馬県前橋市川原町二丁目26番地4株式会社ジンスジャパンに分割</p>	<p>令和 1年 7月 1日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社 平成18年11月28日設定</p>	<p>平成18年12月12日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社 平成18年11月28日設定</p>	<p>平成18年12月12日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>平成14年 5月13日移記</p>



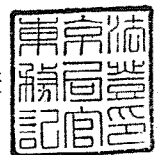
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(前橋地方法務局管轄)

令和 2年 8月 21日

東京法務局
登記官

白井成彦



整理番号 j141888

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9/9

PATENT